

Q U I C P a y
(法人一括決済型)

規約・規定集

トヨタファイナンス株式会社

この規約・規定集をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、カードをご利用ください。

第一章 <一般条項>

第1条（目的等）

本規約は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という）の内容、利用方法、ならびに第2条第1項第2号に定める指定法人会員および第2条第1項第3号に定めるカード使用者と当社との間の契約関係について定めるものです。

第2条（用語の定義等）

1. 本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。
 - ①「カード」とは、法人または団体の事業用経費支払を取引目的として発行された、本決済システムの利用を可能とする機能を搭載した所定の非接触式ICカードをいいます。
 - ②「指定法人会員」とは、当社との間で別途法人QUICPay取扱いに関する契約を締結した法人または団体（以下「法人等」という）をいいます。
 - ③「カード使用者」とは、指定法人会員が、本規約に基づくカード利用を行う一切の権限を授与し予め指定した指定法人会員の役員または従業員等で、本規約を承認の上入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。なお、カード使用者はカード管理上の責任に基づく債務について責任を負うものとします。
 - ④「QUICPay加盟店」とは、所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。
 - ⑤「QUICPay専用端末」とは、カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay加盟店に設置された専用端末をいいます。
 - ⑥「QUICPay ID」とは、カードを使用して本決済システムを利用するために、カード使用者に個別に付される20桁の数字からなるIDをいいます。
 - ⑦「会員」とは、指定法人会員とカード使用者の両者をいいます。
2. 指定法人会員は、カード使用者に対し、指定法人会員に代わって本規約に基づくカード利用を行う一切の権限（以下「本代理権」という）を授与するものとします。指定法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第15条所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。指定法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。
3. カード使用者と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立するものとします。

第3条（カード利用等にかかる責任）

1. 指定法人会員は、すべてのカード使用者のカード利用に基づいて発生した債務および本規約に基づく当社に対する一切の債務について、履行の責任を負うものとします。
2. 前条に定める本代理権の授与に基づき、カード使用者によるカード利用は全て指定法人会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は指定法人会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。なお、指定法人会員は、カード使用者が第24条第1項各号に現在および将来にわたっても該当しないことおよび同条第2項各号に該当する行為を行わないことを確約します。また、指定法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者に本規約を遵守させるものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には、当社に対して責任を負うものとします。

第4条（カードの貸与と取扱い）

1. 当社は指定法人会員に対してカードを発行し、カード使用者に貸与します。カードの所有権は当社に帰属します。
2. カード上には、カード使用者名、QUICPay IDおよび有効期限等（以下「カード情報」という）が表示されます。
3. カードは、カード上に表示されたカード使用者本人のみが利用することができます。
4. 会員は、貸与されたカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、カード上に表示されたカード使用者本人以外の者（以下「他人」という）に、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにカードの占有を移転することはできないものとします。ただし、当社がカードの返却を求めた場合は、会員はこれに応じるものとします。
5. 会員は、自己に貸与されたカードに搭載されたICチップにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
6. 会員が前三項のいずれかに違反し、カードまたはカードの表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払いはすべて指定法人会員が負担するものとします。

第5条（会員番号の付与）

1. 当社は、会員に対し会員番号を付与するものとします。
2. 会員番号は、第10条第1項に規定する書面に記載される他、会員が当社へ問い合わせをする際、利用されるものとします。
3. 会員は、会員番号を前項の目的以外に利用しないものとします。
4. 会員は、会員番号・有効期限を善良なる管理者の注意をもって使用・管理し、他人に、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・預託等のために移転・通知等することはできないものとします。
5. 会員が前二項のいずれかに違反し、会員番号を利用し、または他人に利用されたときは、その利用代金の支払いはすべて指定法人会員が負担するものとします。

第6条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード上に表示した月の末日までとします。
2. 当社は、カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を送付します。
3. 会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードを利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において、切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
4. カードの有効期限前におけるカード利用に基づく債務の支払いについては、有効期限経過後も本規約を適用するものとします。

第7条（カードの利用可能枠）

1. カードの利用可能枠（カード利用代金の未決済残高）は、カード使用者ごとに当社が定めるものとします。ただし、当社が必要と認めた場合は、カードの利用可能枠を任意に変更できるものとします。
2. 前項にかかわらず、カード使用者によるカード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。
3. 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。当社の承認を得ないで利用可能枠を超過してカードを使用した場合も、指定法人会員は当然に支払義務を負うものとし、当社が求めたときは、当該超過金額を直ちに一括して支払うものとします。

第8条（支払の期日および方法）

1. 会員のカード利用代金および手数料等の当社に対する債務は、別途当社と指定法人会員が定める期日および方法により、指定法人会員が当社に支払うものとします。
2. 当社が認める場合、会員は、前項に規定する方法に加え、当社が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替ができるサービスを、自らの要請に基づき利用できるものとします。この場合、会員

- は口座振替する日を当社が指定する日から選択するものとします。
3. 当社は、法令により必要な場合を除き、領収書の発行は行わないものとします。

第9条（支払金等の充当順序）

指定法人会員の当社に対する債務の支払いが、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務の全額に満たない場合は、支払金の債務への充当は、当社所定の順序・方法により行うものとします。

第10条（支払額の通知および残高承認）

1. 当社は、第8条に規定する会員の毎月の支払額については、予め利用代金明細および利用残高が記載された書面を指定法人会員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するものとします。
2. 会員から前項の通知後1週間以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容・利用残高その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。
3. 前項の規定にかかわらず、利用明細書の不着・延着は支払拒絶の理由とはなりません。

第11条（費用・公租公課等の負担）

1. 当社に対するカード利用代金等の支払いに要する費用は、指定法人会員において負担するものとします。
2. 会員は、第8条第2項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき当社が都度提示するサービス利用料（実費相当額）を、当社に対し別に支払うものとします。
3. 指定法人会員が当社に対して支払う費用・手数料等に対して公租公課が課される場合、または公租公課（消費税を含む）が変更される場合は、指定法人会員は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第12条（カードの紛失・盗難等）

1. カードの紛失・盗難や会員が第4条に違反したことにより他人にカードを利用された場合は、その利用代金は指定法人会員において負担するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実をすみやかに当社に届け出た上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、当社が届出を受けた日の60日前以降に発生した損害については、当社は指定法人会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが他人に使用されたことによる指定法人会員の支払は免除されないものとします。
- ① カードの紛失・盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
- ② 会員の従業員、家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
- ③ 当社の会員規約に違反している状況において、紛失・盗難等が発生した場合。
- ④ 戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
- ⑤ 会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の方法、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。
- ⑥ その他、会員が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合。
3. 会員は、前項に定める補償の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った日から30日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を所定の方法で、当社または損害保険会社に提出するものとします。

第13条（カードの再発行）

カードの紛失・盗難・毀損等により指定法人会員がカードの再発行を希望した場合、当社は再発行について審査の上これを認めた場合のみカードを再発行します。この場合、指定法人会員は当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

第14条（手数料率・利率の変更）

会員は、金融情勢その他諸般の事情の変化により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率および利率（遅延損害金率を含む）が変更されても異議ないものとします。

第15条（退会）

1. 会員は当社所定の方法により退会することができるものとします。この場合、直ちにカードその他当社からの貸与物を返還し、カード利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続が完了するものとします。
2. 前項にかかわらず当社がカードを返還しない対応を認めた場合、会員は、カードを切断し利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。

第16条（会員資格の喪失およびカードの利用停止）

1. 会員が次のいずれかに該当した場合（⑥については指定法人会員の役員等が該当した場合を含む）、①～⑦号については当社が資格喪失の通知をしたときに、⑧号については当然に会員資格を喪失します。この場合、当社はQUICPay加盟店に当該カードの無効を通知することができるものとします。
 - ①本入会申し込みの際し、あるいは入会後の各種届出に際し、虚偽の事実を申告し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付したとき。
 - ②本規約のいずれかに違反したとき。
 - ③カード利用等による支払金、その他当社に対する債務の履行を遅滞しているとき。
 - ④会員の信用状態が著しく悪化し、あるいは換金目的による利用等カードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断したとき。
 - ⑤その他会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
 - ⑥第24条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
 - ⑦カードの最終使用日より当社が定める一定期間本決済システムの利用がないとき。
 - ⑧カード使用者の更新カードが発行されることなく、カードの有効期限が経過したとき。
2. 会員が前項各号に該当した場合（⑥については指定法人会員の役員等が該当した場合を含む）、当社は会員が保有する全てのカード利用を一時的に停止する措置を講じることができるものとします。また、会員は、会員資格喪失の有無にかかわらず前項①～③号に該当する状況においてはカードを利用してはならないものとし、当該状況における利用に基づく支払債務については、直ちに一括して当社に支払うべきことを請求されても異議ないものとします。
3. 第1項または第2項に該当する場合、当社は必要に応じ、直接またはQUICPay加盟店等を通じてカードを回収することができるものとし、回収に要した費用は指定法人会員において負担するものとします。また、会員は当社またはQUICPay加盟店からカードの返還を求められたときはすみやかにこれに応じるものとします。
4. 会員は、退会あるいは会員資格の喪失後においても、会員として利用していたカードにかかる盗難補償に関する手続等、損害発生の防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。
5. 会員は、当社が第4条または第13条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し

出を行ったものとして取り扱うものとします。

第 17 条 (期限の利益喪失)

1. 指定法人会員が次のいずれかに該当した場合 (⑩については指定法人会員の役員等およびカード使用者が該当した場合を含む)、会員は本規約に基づく債務 (カードの利用時期にかかわらず)、その他当社に対する一切の債務について、何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
 - ① 当社に対する債務の支払を 1 回でも遅滞した場合。
 - ② 自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき。または一般の支払を停止したとき。
 - ③ 保全処分 (信用に関しないものは除く)、強制執行、競売等の申立を受けまたは公租公課を滞納したとき。
 - ④ 指定法人会員に対して破産・民事再生・会社更生・整理・清算・特定調停等法律上の債務整理手続の申立があったとき。
 - ⑤ 逃亡、失踪または刑事上の訴追を受けたとき。
 - ⑥ カードを他人に貸与し、カードまたは商品について質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - ⑦ 本規約以外の当社に対する金銭債務を当社の催告期限内に支払わないとき。
 - ⑧ 監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止し、もしくは廃止したとき。
 - ⑨ 会員が、届出済の所在地の変更の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由により、当社に会員の所在が不明となったとき。
 - ⑩ 第 24 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第 1 項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
2. 指定法人会員が次のいずれかに該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく債務 (カードの利用時期にかかわらず)、その他一切の当社に対する債務について期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとします。
 - ① 本規約上または当社・指定法人会員間で締結した他の契約上の義務に違反し、その違反が本規約または当該他の契約に対する重要な違反となるとき。
 - ② その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - ③ 会員資格を喪失したとき。

第 18 条 (届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届け出た氏名商号・代表者・所在地 (住所)・電話番号・事業内容 (犯罪による収益の移転防止に関する法律上の) 実質的支配者・支払口座・カード使用者・取引担当者等について変更のあった場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に通知しなければならないものとします。
2. 会員が前項の通知を怠った場合、当社が届出を受けている住所・氏名商号宛に発送したカードその他の郵便物は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、前項の通知を行わないことについてやむを得ない事情がある場合にはこの限りでないものとします。
3. 会員が、当社の発送した郵便物の受領を拒絶したときは、当該受領拒絶のときに到達したものとみなします。郵便物が不在留置期間満了のため当社に還付されたときは、留置期間満了時をもって受領を拒絶したものとみなします。

第 19 条 (指定法人会員との諸条件等の合意)

1. カード使用者は、カードの取扱いに関し、当社と指定法人会員との間において別途合意の上、本規約と異なる諸条件あるいは諸手続を定める場合があることを予め了承します。
2. 前項に定める諸条件・諸手続の内容については、指定法人会員からカード使用者に対して通知されるものとします。

第 20 条 (規約の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応する

ためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第21条（準拠法）

会員と当社との契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第22条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、商品の購入地および当社の本社、支社、支店もしくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とすることに同意します。

第23条（会員情報の取扱）

当社がカード取引に際して収集する会員情報の取扱については、本規約とは別に定める「会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」（後掲）に定めるところによるものとします。

第24条（確約事項）

1. 会員は、会員（指定法人会員の役員等を含む）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他上記①～⑤に準ずる者
2. 会員は、自ら（指定法人会員の役員等を含む）又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他上記①～④に準ずる行為

第二章 ＜カード利用に関する条項＞

第25条（カード利用方法）

1. カード使用者は、QUICPay加盟店においてカードを提示し、QUICPay専用端末にカードをかざす等所定の操作を行うことにより、QUICPay加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「カード利用」という）ができます。この際、署名をする必要はありません。
2. 会員は、以下の各号について予め承諾するものとします。
 - ①当社またはQUICPay加盟店において特に定める貴金属・金券類・車両等の一部の商品・サービスについては、カードの利用が制限される場合があること。
 - ②QUICPay加盟店が、カード利用状況に応じて、当社に対し、第7条第1項に定めるカードの利用可能枠を照会し、当社が不適当と判断することによりカード利用を断る場合があること。また、当社がQUICPay加盟店または会員に対してカードの利用状況等に関して確認する場合があること。なお、この利用可能枠の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあること。
 - ③カードの物理的な破損・汚損等により、QUICPay専用端末においてカードの取扱ができない場合があること。
 - ④QUICPay加盟店が違法な内職モニター商法等の業務提供誘引販売、連鎖販売取引、および法令に違反する取引等を行っている

と当社が判断した場合、カードの利用が制限されること。

- ⑤現金化、キャッシュバック、現行紙幣・貨幣の購入その他換金または融資等を目的としたカードの利用はできないこと。
 - ⑥法令に違反する取引等にカードの利用はできないこと。
 - ⑦その他、当社が、カード会員によるカード利用を適当でないと判断し、カードの取扱ができない場合があること。
3. カードの利用により購入した商品・権利または提供を受けたサービスその他の取引に関する紛議については、すべて会員とQUICPay加盟店との間で解決するものとし、会員は当該紛議を理由に支払を拒否することはできないものとします。

第26条（債権譲渡の承諾、立替払いの委託）

1. QUICPay加盟店と加盟店契約を締結している当社以外のクレジットカード会社（以下「他社」という）との契約が債権譲渡契約の場合、指定法人会員は、QUICPay加盟店が自己に対して取得するカード利用にかかる代金債権について、QUICPay加盟店が他社に債権譲渡したうえで、当社が他社に立替払いすることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、他社が認めた第三者を経由する場合があります。
2. QUICPay加盟店と当社、または他社との契約が立替払い契約の場合、指定法人会員は、QUICPay加盟店が自己に対して取得するカード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- ①当社がQUICPay加盟店に対し立替払いすること。
 - ②他社がQUICPay加盟店に立替払いしたうえで、当社が他社に立替払いすること。
3. 商品の所有権は、当社が立替払いをしたときに当社に移転し、カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。

第27条（カード利用代金の支払）

1. 指定法人会員のカード利用代金の支払方法は1回払いのみとします。
2. 指定法人会員は、カード利用代金を第8条に定めるところに従い、次回支払日に一括して支払うものとします。

第28条（遅延損害金）

指定法人会員は、当社に対するカード利用代金の支払を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払日に至る支払うべき金額に対し、また期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで残金全額に対し、年14.60%（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第29条（商品の点検）

会員は、商品の引渡を受けたときは速やかに現物を点検するものとします。

第30条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員は、見本・カタログ等により申込をした場合において、引き渡された商品・権利または提供を受けた役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、QUICPay加盟店に当該商品・権利または役務の交換・再提供を申し出るかまたは売買契約・役務提供契約の解除ができるものとします。なお、売買契約・役務提供契約を解除した場合、会員は速やかに当社に対してその旨を通知するものとします。

第31条（本サービスの一時停止、中止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
- ①本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - ②火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営を継続することが困難である場合。
 - ③その他、当社が本決済システムの運用の一時停止または中止が必要と判断した場合。
2. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、

会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。

3. 前二項に定める本決済システムの運営の一時停止または中止により、会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

— インフォメーション事項 —

<ご相談窓口>

1. 購入された商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用されたQ U I C P a y加盟店にご連絡ください。
2. カードに関するサービス内容等のお問い合わせについては、下記の当社コーポレートデスクまでお願いいたします。
3. その他本規約についてのお問い合わせ等については、下記の当社お客様相談窓口までご連絡ください。

【コーポレートデスク】

〒451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

TEL (名古屋) 052-527-7822

(平日 9:00~17:30/土日祝休)

【お客様相談窓口】

〒451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

[東 京] TEL 03-5617-2533

[名古屋] TEL 052-239-2533

— 会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定 —

第1条 (カード取引にかかる会員情報の取扱い)

1. トヨタファイナンス株式会社 (以下「当社」という) は、カードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者 (法人・団体・カード使用者。以下同じ) および会員 (以下両者を「会員等」という) に関する情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。
2. 当社および当社から会員情報の提供を受ける各企業は、会員等の意に反する会員情報の取扱防止と会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく会員情報を厳重に管理するものとします。
3. 会員等は、自己の会員情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。

第2条 (与信等にかかる収集・利用、預託)

1. 当社は、本契約 (本申込を含む。以下同じ) を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびにカードサービス提供業務のため、以下の情報 (以下これらを総称して「会員情報」という) を保護措置を講じた上で収集・利用します。

①属性情報

会員等が所定の申込書に記載する等により申告した会員等の氏名 (商号)、生年月日 (設立年月日)、年齢、性別、住所 (所在地)、電話番号等 (本契約締結後に会員等から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ)

②契約情報

カードの区分、申込日、入会日、会員番号等の契約内容に関する情報

③取引情報

カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用加盟店の業種区分等のカード利用の概況に関する情報

④支払情報

本契約に関する会員の利用残高、月々の返済状況

⑤ 支払能力情報

会員等の支払能力を調査するために必要な情報で、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、またこれらの情報を電話等により記録した情報

⑥ 本人特定事項確認情報

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、会員等および取引担当者の運転免許証、パスポート、住民票等によって本人特定事項の確認を行う際に収集した情報

2. 前項の収集・利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合に、当社が、当該委託業務の処理に必要な範囲で、会員情報の保護措置を講じた上で会員等の会員情報を預託します。

第3条（各種サービス実施にかかる利用）

当社は、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を利用します。

① ドライビングサポート、ファイナンスサポート、ライフスタイルサポートの提案および当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付等の方法によりご案内すること。

② 当社の事業のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。

③ 提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため。

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。

トヨタファイナンス <https://www.toyota-finance.co.jp/>

第4条（提携企業への提供・利用）

当社は、当社と会員情報の提供に関する契約を締結した企業に会員情報を提供する場合、提供する情報の内容、利用の目的、情報提供先について会員等に別途書面により通知し、同意を得るものとします。

第5条（指定法人会員への通知）

当社は、指定法人会員との契約に基づき、法人QUICPayに関するカード業務の円滑な運営に必要な範囲内でカード使用者の属性情報、契約情報、取引情報、会員資格の得喪などの情報を指定法人会員に対し通知します。

第6条（会員情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する会員情報を開示するよう請求することができるとします。当社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口ご連絡して下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでお知らせしております。（URL）<https://www.toyota-finance.co.jp/>

2. 前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類（印鑑登録証明、自動車運転免許証、パスポート等）を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。

3. 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本規定に不同意の場合）

1. 当社は、会員等がカード入会契約に必要な記載事項（申込書に会員等が記載すべき事項）を記載できない場合および本規定の内容を承認できない場合、カード入会契約をお断りすることがあります。ただし、本規定第3条および第4条に同意しないことを理由に当社がカード入会契約をお断りすることはありません。
2. 会員等が、第3条および第4条に同意しない場合、当社は第3条および第4条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。ただし、ご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

3. 前項に該当する場合、第3条および第4条に記載した利用目的に関連して会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員等は予め承します。

第8条（会員情報の提供・利用の中止の申出）

本規定第3条および第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく当社での利用および第4条に基づく当社から情報提供先への提供を中止する措置をとります。ただし、ご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

第9条（会員情報に関するお問い合わせ先）

宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への会員情報の提供中止および会員情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員等の会員情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

[対応部署] お客様相談窓口

[住所等] 〒451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

[東京] TEL 03-5617-2533

[名古屋] TEL 052-239-2533

第10条（カード入会契約の不成立、退会等の場合）

1. カード入会契約が不成立の場合は、第2条に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。
2. 退会等により会員でなくなった場合、第2条に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第11条（本規定の変更）

1. 本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
2. 本規定のうち、取り扱う会員情報の内容、会員情報の収集・利用の目的、情報提供先への提供・利用について変更が生じた場合は、会員等に通知し、同意を得るものとします。
3. 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ会員等に通知するものとします。

※規約・規定集に同意いただけない場合は、退会手続をとらせていただきますので、その旨お書き添えの上、カード利用前にカードを切断し利用不能の状態にして当社へご返却下さい。

(取扱カード会社)
トヨタファイナンス株式会社

2021 年 10 月版